平成２５年（フ）第１８号
新潟市北区太夫浜新町１丁目９番10号
破産者　森山　和明
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４０４号
新潟市中央区女池６―19―２　レオパレス21新潟第７―206号
破産者　本間　俊介
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６７号
愛知県一宮市萩原町西御堂字虫祭２番地　県営西御堂住宅６棟609号
破産者　三角屋みかど園こと　杉村　繁子
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第６８号
愛知県一宮市萩原町西御堂字虫祭２番地　県営西御堂住宅６棟609号
破産者　三角屋みかど園こと　杉村　義剛
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第４９１号
大阪市西区江戸堀３丁目６番20―702号、開始決定時大阪市福島区福島６丁目５番18―603号
破産者　石田商店こと　石田　浩司
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８９２号
大阪市北区長柄東１丁目５―21―603、開始決定時の住所大阪市中央区南本町３丁目３番25―2801号
破産者　西本　昭雄
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４２９号
大阪府豊中市庄本町１丁目９番26号
破産者　渡邊　春彦
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７２０号
大阪市都島区友渕町１丁目５番６―1112号、前住所大阪市西区西本町１丁目13番18―1203号
破産者　後藤　裕旦
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０９２号
大阪市大正区小林西２丁目７番17号　チトセマンション302号
破産者　黒沢　孝江
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６８０号
堺市北区中百舌鳥町１丁91番地15
破産者　中島　　浩
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０４１号
堺市北区百舌鳥梅町３丁19番地９
破産者　大園　宏宣
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０４４号
堺市北区百舌鳥陵南町３丁246番地　ドエルツジオ102号
破産者　髙松　秋彦
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８３号
岡山県津山市小原22番地12
破産者　内山千代子
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第６３１号
広島市南区向洋新町１丁目14番６号
破産者　桑原　建二
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３１１号
青森県下北郡東通村大字小田野沢字畑浦９番地１
破産者　二本柳雄作
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５５号
青森県下北郡佐井村大字長後字細間43番地
破産者　中西　孝徳
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３５号
埼玉県熊谷市上之2809番地１　プレステージ成田201、開始決定時の住所埼玉県熊谷市大原４丁目12番９―２号
破産者　印出　幸雄
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部